

## 平成23年度 地球温暖化防止に係る国民運動における NPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業（説明資料）

平成23年5月19日

### 1. 事業概要

政府では地球温暖化防止に係る国民運動「チャレンジ25キャンペーン」を展開しています。これは地球温暖化を防止するために、政府、地方公共団体、企業、民間団体、さらに国民一人ひとりが具体的なCO<sub>2</sub>削減行動を実践していこうという運動です。

各地域においては、「チャレンジ25キャンペーン」に参加していただいているNPO・NGO等の民間団体が、様々な創意・工夫をこらした地球温暖化防止活動を実施されています。しかしながら、メディアとの連携が十分ではない場合は、普及啓発効果が例えば実施に参加した人だけにとどまってしまう事例もあるかと思えます。

そこで本事業は、それぞれの地域で活躍するNPO・NGO等の民間団体とメディアが連携し、適切な素材と伝達手段を用いて、情報（＝民間団体の活動）を伝えたい相手に対してそれが伝わるようにするための経費を支援することで、民間団体が行う活動の普及啓発効果を最大限に発揮させ、地域における低炭素社会づくりに向けた具体的な地球温暖化防止活動の実践を促すことを目的とするものです。

また、本年度については、東日本大震災を受けた電力需給のひっ迫を踏まえた、各主体の節電の取組の促進に貢献することも目的として追加しました。

〈例えば〉

民間団体が地元の小学校で、遮光のためにアサガオで“緑のカーテン”をつくるという取組を実施し、その取組を市内の他の学校にも広め実践を促進するという目的で、地元地方紙が発行する地元学校関係者向けの紙面にその取組を特集する。その情報発信素材として、地方紙が（後々にはその民間団体が活動の普及啓発にも利用できるような）広報用図解パネルや取組実践マニュアル、活動実績報告等を制作・編集する。

→この場合、紙面に特集を掲載する費用と、そのための情報発信素材制作・編集費を本事業にて支援する。（情報を伝えたい相手＝「地元学校関係者」）

### 2. 対象事業の要件

支援対象事業は次の要件で公募し、選考委員会にて選考・決定します。

- ① NPO・NGO等の民間団体が実施する活動の基本的な部分が自立していること。例えば、本支援事業の支援がなければ実施できない事業は対象外となります。
- ② メディアがその事業をどのような手段で支援又は広報するのかが具体的に提案されていること。

③ 情報発信をする対象（＝誰に伝えたいのか）が特定されていること。

→ 「広く県民を対象」等は不適。「県内の主婦を対象」「都内の中・高生を対象」等、その広報のターゲットは誰なのかを特定する。

④ 情報発信をする対象に対し、温暖化を防止する行動を新たに喚起する高い効果があり、かつ、その情報発信した効果について、具体的かつ定量的な評価方法が示されていること。

→ 例えば、「地球温暖化防止に資する新たな行動を喚起」することが本支援事業の基本コンセプトの一つであることを踏まえれば、「事業実施後に参加者に追跡アンケートを実施し、(本支援事業のスキームを使い情報発信したことで) ○○人が新たに地球温暖化防止に資する△△な行動をはじめた」ことを測定する等

⑤ 本事業に申請を行うNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携において、関係自治体との連携が十分に図られていること。

⑥ 本支援事業を実施することで見込まれるCO<sub>2</sub>排出削減量の算定式が示されていること。

→ 例えば「コンビニでレジ袋を断ろうキャンペーン」を町内で実施し、まず、事業実施後にアンケートを実施し、本支援事業でキャンペーンを知り期間中に○%の人がレジ袋を平均△枚断ったことを把握。

(CO<sub>2</sub>排出削減量の算定式)

町民数 × ○% × △枚 × 61g (レジ袋を1枚使い捨てた時のCO<sub>2</sub>排出量)

⑦ 本支援事業を行うことにより得られたCO<sub>2</sub>排出削減効果や削減量等の中間結果を、平成23年11月18日(金)までに事務局に報告を行うこと。

⑧ 支援決定通知日～平成24年2月14日(火)迄の間に効果測定まで実施できる事業であること。

※ 本支援事業の予算はいわゆる「エネルギー特別会計」であるため、その用途は代替エネルギー、省エネルギー対策に限られ、対象となるNPO・NGO等の民間団体が実施する活動も、温室効果ガスの「排出抑制対策」に限られます。よって「吸収源対策」としての森林整備や緑化対策は、本支援事業の対象外となりますので留意してください。

※ 本事業で制作した番組等のコンテンツはチャレンジ25キャンペーン(環境省)の実施するイベント等で二次的に利用することができるものとします。

※ 別紙様式2の「2. メディアによる支援又は広報について」の①欄には、組織としての、環境マネジメントシステム認証取得状況の有無を記載して下さい。

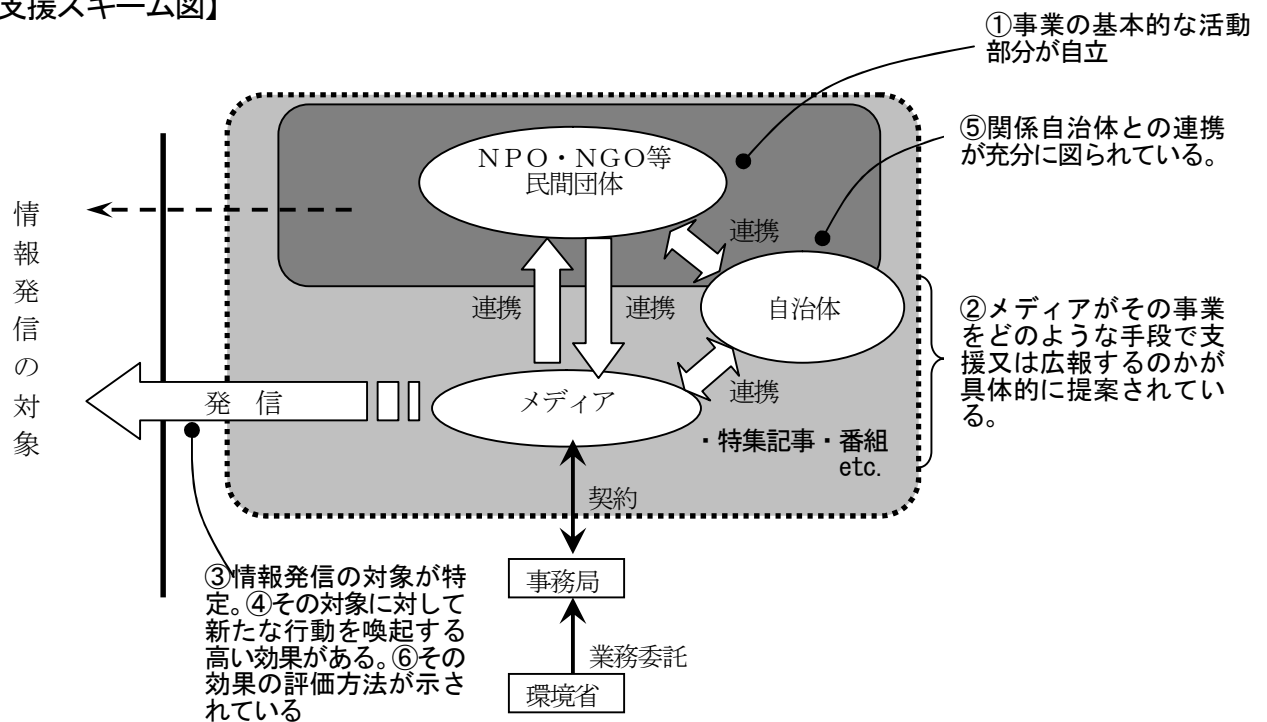
「有」の場合はそれを証明する書類のコピーを添付して下さい。(環境マネジメントシステムについては、別添をご覧ください。)

※ 今年度、節電対策の促進を目的に追加しましたが、対象案件は東日本に限定せず、西日本において実施される事業で、東日本の皆様にとって参考になる取組についても対象案件となります。

### 3. 応募方法及び応募期限

- (1) 応募は地球温暖化防止に関する活動を行うNPO・NGO等の民間団体と、メディア（新聞社、テレビ放送局、ラジオ放送局、タウン誌出版社等、自前の広報媒体を有する団体）が連名で行ってください。
  - 連携する民間団体とメディアは、「複数対1」「複数同士」など、実質的に複数の団体が協同して行う案件の申請も可能です。申請は、代表団体名にて申請してください。選考委員会による審査の結果、支援することが決定された場合は、その代表メディア団体が契約者となります。
- (2) 1件あたりの支援額の上限は5百万円（税込）です。
  - 支援対象となる経費は、「適切な素材と伝達手段を用いて、情報を伝えたい相手に対してその情報が伝わるようにするための経費」（募集要綱第1条）であり、具体的には「メディアが支援又は広報する部分（そのための情報発信素材制作・編集費を含む）」にかかる経費のみです。
- (3) 平成23年6月17日（金）17:00迄（必着）に下記提出先に応募してください。なお、郵便事情による遅延も想定し、必ず余裕をもって発送してください。
- (4) その他、詳細につきましては「別記：応募方法等の詳細」を参照してください。なお、採択事業件数は5件程度を予定しております。

【支援スキーム図】



#### 4. 応募書類提出先及び問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-7-6 麹町 PREC ビル 3 階

チャレンジ25キャンペーン運営事務局 連携支援事業係

TEL : 03-5226-1153

E-mail : chiiki@challenge25.go.jp

※電話でのお問い合わせ時間は、10:00～17:00 です。

※メールでの応募書類提出は受け付けておりません。郵送でのご提出をお願いします。

※メールでのお問い合わせの場合、件名を「NPO メディア連携支援事業 問い合わせ」と表記ください。

## 【別記】応募方法等の詳細

### 1. 応募書類

以下の応募書類の電子データ（PDFファイル等に変換して頂く必要はありません。マイクロソフト社WORDファイルでご提出ください）を保存したCD-ROM1枚と、印刷したもの1部を同封のうえ送付してください。締切日必着とし、締切日以降に到着したものについては、受理しません。なお、封筒の表面に「NPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業応募書 在中」と朱書きしてください。

- (1) 申請書・・・募集要綱別紙様式1（印刷したものには押印が必要）
- (2) 企画提案書・・・募集要綱別紙様式2
- (3) 要求経費積算・・・募集要綱別紙様式3
- (4) 事業実施団体（NPO・NGO等の民間団体及びメディア）の概要  
・・・募集要綱別紙様式4

### 2. 支援経費の支払について

支援経費は、チャレンジ25キャンペーン運営事務局から、採択案件を提案した前頁3（1）のメディアに対する精算払となります。

### 3. 採択案件の進め方について

採択案件の進め方については、本支援事業の効果をより高めるとともに、メディアとNPO・NGO等の民間団体との連携を円滑に進めるために、当方担当者（「平成23年度地域からはじめるチャレンジ25キャンペーン推進事業」を環境省から受託している株式会社博報堂の担当者）と採択案件の申請団体との間で調整しながら進めていくこととなります。

### 4. スケジュール（予定）

平成23年6月17日	応募締切（17:00 必着）
7月上旬迄	審査、事業選定
7月中旬頃	採択事業の内定連絡、 事務局との契約手続
11月18日	事業実施状況中間報告
平成24年2月14日	事業実施、メディアによる広報、効果測定
2月28日	事業報告書、請求書提出
3月下旬	精算払